南区ブランドパートナー登録制度要綱

（目的）

第１条　この制度は、南区ブランドの理念に賛同し魅力発信や地域活性化に取り組む団体等を「南区ブランドパートナー（以下、「パートナー」という。）」として登録し、市民、事業者及び地域団体の主体的な参画と協力のもと、広く市民に「南区ブランド「M&GREENs」（以下、「南区ブランド」という。）」を発信することで、南区ブランドの魅力向上及び地域への愛着の醸成を図ることを目的とする。

（登録要件）

第２条　南区ブランドの理念に賛同する団体等で、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1)　南区内に事業所を有し、又は南区内で活動していること。

(2)　南区の魅力発信又は地域活性化に資する取組を実施している、又は実施する意思があること。

(3)　南区ブランド「M&GREENs」の周知及び PR に協力できること。

２　次に掲げる業種、団体等の場合は、登録できないものとする。

(1)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条に規定する暴力団員

(2)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する風俗営業又はこれに類似する業種

(3)　ギャンブルに係るもの（公営競技及び宝くじを除く。）

(4)　特定商取引に関する法律（昭和５１年法律第５７号。以下「特定商取引法」という。）に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第３０条に規定する「通信販売協会」に加盟している者を除く。

(5)　法律に定めのない医療類似行為を行う者

(6)　総会屋、暴力団その他の反社会的団体又は特殊結社団体、若しくはこれらに関連する団体又は個人

(7)　その事業を営むについて官公署等の免許、認可を必要とする場合は、その免許、認可等を受けていない者

(8)　堺市から入札参加停止等を受けている企業等

(9)　堺市の市税を滞納している者

(10)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）及び会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による再生・更生手続中の者

(11)　前各号に掲げるもののほか、堺市南区長（以下、「区長」という。）が不適当と認める者

（登録申請）

第３条　パートナーとして登録しようとする団体等は、南区ブランドパートナー登録申請書（様式第１号）を区長に提出するものとする。

（登録）

第４条　区長は登録申請書の提出があった場合、内容を審査し、登録要件を満たしていると認めるときは、パートナーとして登録し、団体等へ南区ブランドパートナー登録承認通知書（様式第２号）を申請団体等に交付する。

（登録内容の変更）

第５条　パートナーは、登録した内容に変更が生じたときは、堺市ブランドパートナー登録内容変更届（様式第３号）を区長へ提出しなければならない。

（登録の辞退）

第６条　パートナーは、登録を辞退しようとする場合は、堺市ブランドパートナー登録辞退届出書（様式第４号）を区長へ提出しなければならない。

２　区長は、パートナーが第２条の登録要件に該当しないと認めた場合は、当該登録を取り消すことができる。この場合において、区長は、堺市ブランドパートナー登録取消通知書（様式第５号）により、パートナーにその旨を通知するものとする。

（協力事業）

第７条　パートナーは、特性や資源を活かし、南区ブランドの魅力発信及び普及啓発に協力する。また、市民が南区ブランドに親しみ、魅力発信や地域活動に参加する機会の創出等に努める。

２　南区役所は、南区ブランドロゴマーク等の画像データ、その他南区ブランドの発信に必要な広報素材等をパートナーに提供するほか、広報媒体を活用してパートナー及びその活動の周知を行う。

（事故等の処理）

第８条　南区ブランドの推進に関連する商品等に係る事故又は苦情（以下「事故等」という。）が発生したときは、速やかに南区役所に報告し、パートナーが自らの責任において当該事故等の処理をし、南区役所は一切その責を負わないものとする。

（その他）

第９条　南区ブランドロゴマークの表示方法等は、「南区ブランド「M&GREENs」ロゴマ

ーク使用要領」及び「南区ブランド「M&GREENs」ロゴマーク使用ガイドライン」の規定を適用する。

２　この要綱に定めるもののほか、南区ブランドパートナー制度について必要な事項は、所管課長が定める。

附　則

この制度は、令和８年１２月１日から施行する。